

思いやり駐車場制度導入について

障害者等用駐車スペースで不適正な駐車があとをたたないことから、障害者等(障害のある方、高齢者、妊産婦の方等)で、なおかつ、歩行が困難な方に県が利用証を交付し、**利用証の有無により、駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保することを狙いとした制度を導入いたします。**

利用証の掲示がない場合、障がい者駐車場には駐車できません。

(利用証は、おもいやり駐車場の利用を担保するものではありません。)

利用証発行申請先 糸魚川市福祉事務所 又は 糸魚川地域振興局

申請時必要書類 以下確認書類+利用交付申請書(上記窓口にてお受け取りください)

区分	確認書類
身体障害者	身体障害者手帳の写し
高齢者	介護保険被保険者証の写し
難病患者	特定疾患医療受給者証の写し 又は 特定医療費(指定難病)受給者証の写し
知的障害者	療育手帳の写し
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳(標記は「障害者手帳」)の写し
発達障害のある者	診断名と歩行困難の状況及び期間が分かる医療機関又は療育機関等による診断を記載した書面(原本)
妊産婦	母子健康手帳の表紙の写し(妊娠7ヶ月より前に申請する場合は、歩行困難の状況及び期間が分かる医師の診断書(原本)も必要)
その他けが人又は病気の者	傷病名と歩行困難の状況及び期間が分かる医師の診断書(原本)

開始 2026年4月1日(水)～

2026年4月1日～6月30日までの3か月間は移行期間として、以下のマークでも駐車可能ですが、**2026年7月1日以降は、県発行の利用証の掲示がない場合は、障がい者用駐車場には駐車できません。**



**このマークだけでは、
駐車できません。**